

令和 7 年度事業計画書

1. 基本方針

当協会は、平成 17 年 5 月、それまで個別に活動していた社団法人日本土地区画整理協会と社団法人全国土地区画整理組合連合会が一つの法人となり、土地区画整理事業とそれを活用したまちづくり（区画整理によるまちづくり）に関する調査・研究、知識・技術の普及・向上、啓発・宣伝等の諸事業を一元的に行う団体として発足した。さらに、平成 24 年 4 月には、いわゆる公益法人制度改革法に基づく公益社団法人に移行した。

近年、人口減少・少子高齢化、国際競争の激化、情報化・技術革新、自然災害の激甚化・頻発化、地球環境問題の深刻化等都市を取り巻く経済・社会情勢の変化は著しく、また新型コロナウイルス禍を経て、求められる市街地のあり方も持続可能で多様性に富むものへと大きく変化しつつある。こうしたことから市街地整備に関しても、多様な手法を組み合わせることで迅速・柔軟・連鎖的に進めることが求められるようになっており、土地区画整理事業は柔軟かつ有力な市街地整備の「手法」として、これからも幅広く活用されることが期待されている。

当協会は、これまでの活動の中で培ってきた知識、情報を生かして区画整理によるまちづくりに取り組む地方公共団体や組合、民間事業者等への支援に努めることを第一として、これからの時代に対応した市街地整備の推進に引き続き積極的に取り組むこととする。

2. 事業計画

（1）社員総会・理事会、大会等の開催

（イ）社員総会及び理事会を開催し会務に関する審議を行う。

（ロ）第 45 回土地区画整理全国大会を令和 7 年 11 月 6 日、7 日の両日にわたり栃木県宇都宮市において開催する。

また、その場において街づくり区画整理協会会長賞及び功労賞の表彰を行う。

（2）調査・研究等の実施

土地区画整理事業によるまちづくりの推進に関する調査、研究等を実施する。

（イ）地方法人部会（一部会）を開催し、各団体が当面する課題の解決策等について情報交換・検討を行う。

（ロ）大都市部会（二部会）を開催し、会員の共通的な課題に関係する研究テーマを設定し、東京都および政令指定都市の担当者による研究討議を行う。

（ハ）組合区画整理部会（三部会）を開催し、現在事業中の組合施行土地区画整理事業の経営改善方策や既成市街地などにおける新たな組合施行土地区画整理事業（会社施行を含む）の展開などの諸課題に関して、調査・研究・情報交換及び解決策の提案等を行う。又、地方ブロック会議や各都道府県組合連合会の活動に対し支援を行う。

- (ニ) 賛助会員等による自主的な研究会を開催する。
- (ホ) 土地区画整理事業に関する受託調査などの調査研究を実施する。

(3) 土地区画整理事業によるまちづくりの推進

土地区画整理事業によるまちづくりの一層の推進に資するため、事業に携わる者への研修、技術支援等を行う。

(イ) 講習会及び研修会等の開催

- 1) 土地区画整理事業に関する知識・技術の普及・向上を図るため、様々なレベルやテーマに応じた講習会を開催するとともに、新規講習科目の設定や講義内容の見直しなど受講者のニーズに応える講習会のあり方を検討する。
- 2) 先進的な取り組みや特徴のある地区を対象とする現地研修会を実施する。

(ロ) 会員等の個別の課題に答える「相談室」の常設

- 1) 年間 500 件を超える多数の相談に適切に対応するため、過年度に引き続き相談室を常設する。
- 2) 協会職員のほか講習会講師や学識経験者等で構成する専門参与により、メール、来会など相談手段や相談内容に応じ、臨機応変に対応する。
- 3) 特に組合区画整理事業の経営改善問題などに関しては、弁護士・実務経験者・税理士等の幅広い専門家の支援を求める。
- 4) 過去の相談結果についてデータベース化を図るなど相談業務の一層の充実と情報の発信に努める。

(ハ) これまでの調査・研究の成果等を活用した区画整理によるまちづくりの支援

- 1) 国土交通省による「今後の市街地整備のあり方検討会とりまとめ」(令和 2 年 3 月)、「柔らかい区画整理の手引き」(令和 5 年 4 月)、「小規模で柔軟な区画整理活用ガイドライン」(平成 30 年 11 月)、「機動的な街区再編に向けた土地・建物一体型の市街地整備手法活用マニュアル」(平成 28 年 9 月)、関係 3 団体と共同で策定した「一体的施行実務ガイドマニュアル」(令和 3 年 3 月)等を活用し、経済・社会の変化に対応した都市の実現のため関係する機関等とも協力して“区画整理手法を活用したまちづくり”の普及・推進を図る。

- (ニ) 各種調査結果等を基に土地区画整理事業に関する技術や実務の専門図書を刊行するとともに必要に応じて改訂する。

- (ホ) 全国土地区画整理事業推進協議会の活動を支援する。

(4) 普及、啓発の推進

土地区画整理事業によるまちづくりに関して、事業施行者、関係権利者、地域住民等の土地区画整理事業への理解と関心を深める普及、啓発活動を行う。

(イ) 機関誌の発行

機関誌“区画整理”を毎月発行する。また、紙面内容の充実に努める。

(ロ) 表彰の実施

区画整理によるまちづくりの推進に顕著な功績のある者に対して街づくり区画整理協会会長賞及び功労賞の選定、表彰を行う。

また、熊本地震における復興土地区画整理事業の応援派遣者について調査し、功労賞の表彰を行う。

(公財) 都市計画協会の土地区画整理阿部功労賞受賞者に対し、副賞を贈呈する。

(ハ) 事業推進大会への参加等

全国土地区画整理事業推進協議会等の関係団体とともに土地区画整理事業に関する推進大会に参加する。関係予算の獲得、事業の促進に関する施策の充実等について関係機関に対し、提言・要望活動を行う。

(ニ) 協会ホームページの充実等

協会活動の情報発信を強化するとともに、会員ページに機関誌「区画整理」の創刊号から現在までのデジタル目次を掲載し、会員サービスの向上を図る。

(ホ) その他

「都市景観の日」に協賛するほか、必要に応じ関連会議等を共催又は協賛する。